

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則
- 福島県財務規則の一部を改正する規則
- 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 訓 令
- 福島県公印規程の一部を改正する訓令
- 福島県公文例規程の一部を改正する訓令
- 告 示
- 公印を新調しその使用を開始する件

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第二十八号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。第二百七十七条各号列記以外の部分中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

別表第一中 「福島県只見線管理事務所」を「福島県環境創造センター」に改め、「福島県環境創造センター」を「福島県只見線管理事務所」に改め、「福島県立総合衛生学院」を削り、「福島県立梁川高等学校」を「福島県立伊達高等学校」に改める。

「福島県立二本松工業高等学校」を「福島県立二本松実業高等学校」に、「福島県立安達東高等学校」を「福島県立猪苗代高等学校」に、「福島県立白河実業高等学校」を削る。

「福島県立田島高等学校」を「福島県立南会津高等学校」に、「福島県立耶麻農業高等学校」を「福島県立白河実業高等学校」に、「福島県立田島高等学校」を「福島県立南会津高等学校」に改める。

別表第七中 「福島県只見線管理事務所」を「福島県環境創造センター」に改め、「福島県立総合衛生学院の項を削り、同表福島県立梁川高等学校の項中「福島県立二本松工業高等学校」を「福島県立伊達高等学校」に改め、同表福島県立保原高等学校の項を削り、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「福島県立二本松実業高等学校」を「福島県立二本松実業高等学校」に改め、同表中福島県立安達東高等学校の項、福島県立田島高等学校の項、福島県立耶麻農業高等学校の項及び福島県立田島高等学校の項を削る。

別表第四（その一）の表十一の項中「・外国送金に係る手数料」を「・外国送金に係る手数料」に改める。

別表第七中 「福島県只見線管理事務所」を「福島県環境創造センター」に改め、「福島県立総合衛生学院の項を削り、同表福島県立梁川高等学校の項中「福島県立二本松工業高等学校」を「福島県立伊達高等学校」に改め、同表福島県立保原高等学校の項を削り、同表福島県立二本松工業高等学校の項中「福島県立二本松実業高等学校」を「福島県立二本松実業高等学校」に改め、同表中福島県立安達東高等学校の項、福島県立田島高等学校の項、福島県立耶麻農業高等学校の項及び福島県立田島高等学校の項を削る。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（財政課）

### 福島県規則第二十九号

#### 福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三章 建設業許可等の電子申請に係る手数料収入（第九十九条・第一百零一条）」を「第二十三章 建設業許可等の電子申請に係る手数料収入（第九十九条・第一百零一条）」に改める。

第一条中「並びに建設業許可等の電子申請に係る手数料収入」を「建設業許可等の電子申請に係る手数料収入並びに福島県立博物館（以下「県立博物館」という。）の共通観覧料収入」に改める。

第二条に次の一項を加える。  
8 この規則において「福島県立博物館の共通観覧料収入」とは、福島県立博物館条例（昭和六十一年福島県条例第三十号）別表に規定する共通観覧料に係る歳入をいう。第八十五条中「。以下この章において同じ」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

第八十八条を次のように改める。

第八十八条 削除

第二十三章の次に次の一章を加える。

第二十四章 福島県立博物館の共通観覧料収入

(県立博物館の共通観覧料収入の調定)

第一百一条 受託者(施行令第百五十八条第一項の規定により、県立博物館の共通観覧料の徴収事務の委託を受けた者をいう。以下この章において同じ。)は、県立博物館の共通観覧料収入に係る歳入を収入しようとするときは、調定簿(第五号様式の二)により調定をしなければならない。この場合において、一日分を取りまとめて調定することができる。

(納入の通知)

第一百二条 県立博物館の共通観覧料収入に係る納入の通知は、口頭又は掲示により行うものとする。

(領収書の発行)

第一百三条 県立博物館の共通観覧料収入に係る領収書は、受託者が交付する福島県立博物館条例第四条及び福島県立博物館条例施行規則第三条第一項に定める共通観覧券をもつてこれに代えるものとする。

(現金の指定金融機関等への払込み)

第一百四条 受託者は、毎月十日(その日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日)までに、その日の前月末までに収納した現金を財務規則第六十三条第一項の現金等納付書により指定金融機関等に払い込まなければならない。

(指定金融機関等の手続等についての準用)

第一百五条 第二十七条及び第二十七条の二の規定は、県立博物館の共通観覧料に係る指定金融機関等の手続及び収入権者の調定について準用する。この場合において、第二十七条中「現金又は証券」とあるのは「現金」と、第二十七条の二中「勤労身体障害者体育館の使用料」とあるのは「県立博物館の共通観覧料」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(財政課)

訓 令

福島県訓令第6号

福島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本庁機関  
出先機関

令和五年三月三十日

福島県公印規程の一部を改正する訓令

福島県公印規程(昭和三十一年福島県訓令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中

「福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印

17の9 同

企画調整部

企画調整総室企画調整課長

」を

「福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印

17の9 同

」を

福島県カーボンニュートラル推進監印

17の10 同

生活

調整部企画調整総室企画調整課長

環境部環境共生総室環境共生課長

に改める。

第十条中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に「カーボンニュートラル推進監」を加える。

別表第一中

17の9  
福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印

を

17の9  
福島県福島イノベーション・コースト構想推進監印

17の10  
福島県カーボンニュートラル推進監印

に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県訓令第7号

福島県公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県公文例規程の一部を改正する訓令

福島県公文例規程(昭和三十五年福島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。第八条第二項の表備考一中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に「カーボンニュートラル推進監」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(文書法務課)

福島県知事 内堀 雅 雄


告 示

福島県告示第百五十八号

公印を次のように新調し、令和五年四月一日その使用を開始する。  
令和五年三月三十日

職印

福島県知事 内堀 雅 雄

23		17の10		番 号
福島県現金出納員印 (福島県立南会津高等学校校用)	福島県現金出納員印 (福島県立二本松実業高等学校校用)	福島県現金出納員印 (福島県立伊達高等学校校用)	福島県カーボンニュートラル推進監印	公 印 の 名 称
				印 影
福島県立南会津高等学校の福島県現金出納員	福島県立二本松実業高等学校の福島県現金出納員	福島県立伊達高等学校の福島県現金出納員	生活環境部環境共生総室環境共生課長	公 印 管 理 者

(文書法務課)